

7 承継の届出（群馬県的生活環境を保全する条例第70条）

（1）届出事由

- ア 特定施設を設置する特定工場すべてを譲り受け、又は借り受けたとき
- イ 相続又は合併により、地位を承継したとき

（2）様式、提出部数

- ア 届出様式
承継届出書（様式第21）
- イ 提出部数
正本にその写しを1通添付（内容審査後、届出書の写しをお渡しします）

（3）提出期限

事実が発生した日から30日以内に市長に届出する

（4）提出窓口

環境部 環境政策課 環境保全係
（〒372-0824 伊勢崎市柴町954番地 清掃リサイクルセンター21）
TEL (0270) 27-2733
FAX (0270) 27-5388

（5）その他注意事項

- ア 「届出者欄」は、当該届出義務者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の職名・氏名を記入し代表者印を押印する。なお、法人における代表者とは、法人の意思の決定又は実行に参与する地位にあり、その行為が法人の行為とみなされるものを言う。具体的には、代表取締役、代表社員、理事等である。
- イ 「工場又は事業場の名称」欄は、通称ではなく正式名称を記入する。
- ウ 「承継の年月日」欄は、承継の事実が発生した日を記入する。
- エ 「承継の原因」欄は、「合併による」など具体的に記入する。
- オ 届出者は「譲り受けた者」、「借り受けた者」、「相続人」、「合併後の法人」であり、被承継者は「譲った者」、「貸した者」、「被相続人」、「合併前の届出をした法人」である。